

立ち直り支援事業協力団体等の登録に関する覚書

埼玉県（以下「甲」という。）と（ 協力団体名 ）（以下「乙」という。）は、乙の協力に基づいて実施する立ち直り支援事業の取扱いについて、次のとおり覚書を締結する。

第1 基本的役割

- 1 この立ち直り支援事業は、支援対象少年等が協力団体等における体験活動を通じて、社会性を身に付け目標を発見し、信頼できる大人との出会いなどから、非行からの立ち直りを支援することを目的とする。
- 2 甲は乙に対し、関係機関等から要請があった支援対象少年等の受け入れに関する調整を行う。
- 3 乙は甲から依頼された支援対象少年等を受け入れた場合、当該少年等に対し必要な体験活動を実施する。
- 4 甲及び乙は、立ち直り支援事業の実施に当たり連携及び協力を行う。

第2 報酬等

乙は、支援対象少年等に対して、体験期間中における労務報酬、謝礼等の給付はしないものとする。

第3 保険

甲は、体験活動に起因する事故に対応するため、傷害及び賠償責任保険に加入する。

第4 遵守事項

- 1 甲は、乙が裏面確認事項のいずれにも該当しないことを確認する。確認後、同確認事項に該当すると認められた場合について、甲は乙に対する協力団体等の登録を解除することができる。
- 2 甲は、支援対象少年等の不適切な行為その他体験活動の継続が著しく困難であると認められる場合、当該少年等の立ち直り支援事業を中止する。

第5 守秘義務

乙は、支援対象少年等の個人情報の管理について万全を期し、第三者に提供してはならない。また、支援対象少年等の個人情報を体験活動の実施以外の目的に使用してはならない。

第6 変更及び解除

本覚書の変更及び解除は、甲と乙が協議の上、甲が乙に対し通知する。

第7 協議

本覚書に定めがない事項及び本覚書に疑義が生じた事項については、甲と乙が協議の上決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、それぞれ1通を保管するものとする。

年 月 日

甲 住所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番地1

氏名 埼玉県
埼玉県知事 ⑩

乙 住所

氏名 ⑩

確認事項

- 1 代表者及び役員（以下「代表者等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）に規定する暴力団員でないこと
- 2 暴対法に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと
- 3 代表者等が暴対法に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- 4 代表者等が政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入していないこと
- 5 代表者等が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受ける期間が終了していないこと